

国民年金の加入・切り替え 手続きを行った方へのご案内



お手続き後にご確認ください

納付書の送付及び納付期限

- 約1ヵ月半後、日本年金機構から保険料の払い込み書（納付書）が送付されます。
(注) 過去に国民年金の切り替え手続き漏れがあり、保険料の納付が必要な場合は、日本年金機構から加入手続きの案内や未納分の納付書が送付されることがあります。

納付期限は、「納付対象月の翌月末日」と定められております。

- 保険料の納め忘れがあると、将来の老齢基礎年金が少なくなるほか、万一の事故や病気で障害が残ったときの障害基礎年金や、一家の働き手が亡くなったときの遺族基礎年金が受けられない場合があります。



ご注意ください

保険料を納められないときのために、免除制度があります。(所得要件あり、失業による特例あり、任意加入期間は適用外。) さかのぼって免除等を申請できるのは、保険料の納付期限から2年を経過していない期間(申請時点から2年1ヵ月前までの期間)になります。詳細についてはお問い合わせください。

国民年金保険料を納付することは**法律で義務付けられております**。納付しない場合は、**日本年金機構が委託している民間事業者から納付のご案内がされたり、日本年金機構によりご自身や連帯納付義務者である配偶者、世帯主の銀行口座等が差押えられる**ことがあります。

ねんきんダイヤル

0570-05-1165 (ナビダイヤル)
050で始まる電話でおかけになる場合は
03-6700-1165 (一般電話)

受付時間：月曜日 午前8:30～午後7:00
火～金曜日 午前8:30～午後5:15
第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7:00まで相談をお受けします。

※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

問合せ先

〇〇年金事務所
所在地 〇〇市・・・
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇〇

〇〇市〇〇部国保年金課 担当 年金係
所在地 〇〇県〇〇市・・・
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
FAX番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

日本年金機構ホームページ
<http://www.nenkin.go.jp/>



ライフステージが変わったときにはお手続きが必要です

公的年金制度は、長期にわたるため、お手続き後の生活状況の変化などにより各種のお手続きが必要となる場合があります。

次のような事例に該当したときには、市区町村窓口、または年金事務所までご連絡下さい。

こんなとき	どこに問い合わせるか？
20歳になったとき（第1号被保険者） 会社を退職したとき 配偶者の扶養からはずれたとき 配偶者が死亡したとき 配偶者が65歳に達し、年金を受ける資格が発生したとき 海外に居住するとき 海外から帰ったとき 任意加入したいとき ・海外（国内協力者がいる）・60歳～70歳 資格を喪失したとき	市区町村窓口
定額以上の保険料を納めたい（付加保険料）とき 年金手帳をなくしたとき（第1号被保険者） 窓口での納付を申し込む（変更する）とき 保険料を納めるのが、経済的に難しいとき	市区町村窓口、年金事務所
学生で収入が少ないとき 年金手帳をなくしたとき（第1号被保険者以外） 納付書を紛失したとき	年金事務所
クレジットカード納付を申し込む（変更する）とき 追納するとき 後納するとき 特例追納するとき	年金事務所、国民年金専用ダイヤル
口座振替を申し込む（変更する）とき	年金事務所、金融機関

- 原則としてご本人からのご連絡が必要です。
- お手元に年金手帳など基礎年金番号がわかるものをご用意のうえ、お問い合わせ下さい。
- お手続きに際しましては、ご本人であることを確認できる書類などのご提出、届出印のご準備をお願いすることがあります。



こんなときは市区町村以外の窓口でお手続きが必要です

こんなとき	どうする？	手続き先
配偶者の被扶養者が20歳になったとき （厚生年金保険や共済組合に加入していない人）	第3号被保険者の加入手続きをする	配偶者の勤務先
結婚や退職等で配偶者の扶養に入ったとき	第3号被保険者への種別変更の手続きをする	配偶者の勤務先
配偶者が会社をかわったとき	引き続き第3号被保険者となる手続きをする	配偶者の新しい勤務先
海外に居住するとき	任意加入する（国内協力者なし）	年金事務所